一般社団法人日本デフ陸上競技協会
不服申立委員会規程

（総則）

第１条 一般社団法人日本デフ陸上競技協会（以下「本協会」という。）懲戒処分規程、第５条２項の規程に基づいて設置された、不服申立委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

（所掌）

第２条 委員会は、登録会員の処分に対する不服申立に関することを所掌する。

（委員）

第３条 本協会懲戒処分規程第５条１項による不服申し立てがあった場合、会長又は理事長が委員長及び委員を推薦し、理事の過半数の承認を得て選任する。

２ 委員会の委員は５名以内とし、委員のうち１名を委員長とする。

３ 委員長は、原則として法曹資格者又は法学者でなければならない。

４ 委員のうち過半数の者は、本協会の理事、監事、職員又は専門委員会若しくはコンプライアンス委員会の委員長若しくは委員以外の者とする。

（任期）

第４条 委員長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、不服申し立てに対する処分内容を決定することにより終了する。

（委員会）

第５条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

２ 本委員会は、議決権を有する委員の３分の２以上の出席がなければ、開催することができない。

３ 本委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。

４ 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決権を有しない。

５ 本規程に定めるもののほか本委員会の所掌事項の実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

（規程の改廃）

第６条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

１ この規程は、2020 年 10 月 1 日から施行する。